

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年9月8日(火) 第9232号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	種畜証明書の交付(499)(畜産課) 2
	保安林の指定の解除(500)(森林づくり推進課) 3
	清算法人飯盛山土地改良区の清算人の就任(501)(東部農林事務所) 3
	水防法による洪水浸水想定区域の変更(502)(河川課) 4
	開発行為に関する工事の完了(503)(西部総合事務所生活環境局) 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等(16) 4
◇ 公 告	宅地建物取引業者の免許の取消し(住まいまちづくり課) 5

告 示

鳥取県告示第499号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和2年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
11363159 480	彩安平	肉用牛 黒毛和種	平成30年 3月1日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	第2安平	さあやこ	1級	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
11259297 135	白鵬85の3	〃	平成22年 1月3日	〃	勝忠平	みどり	特級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場
11254146 353	百合白清2	〃	平成22年 1月23日	〃	百合茂	みどり	〃	〃
11304174 343	百合福久	〃	平成22年 11月30日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	百合茂	ふくやすふく	〃	〃
11337797 885	平白鵬	〃	平成23年 3月19日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	平茂晴	みどり	1級	〃
11349877 896	隆福也	〃	平成25年 7月20日	鳥取県 鳥取市	隆之国	ふくふく	特級	〃
11347869 398	元花江	〃	平成25年 8月17日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	安福久	もとはな2	1級	〃
11382773 216	美国白清	〃	平成26年 11月29日	〃	美国桜	きよひらしげ	〃	〃
11388500 038	大山雲	〃	平成27年 5月11日	鳥取県 西伯郡 大山町	山根雲	ひろふくひさ 1	〃	〃
11491815 043	岸小町80	〃	平成27年 5月18日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	美国桜	こまち39	〃	〃
10840130 219	百合鵬2	〃	平成27年 9月4日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	白鵬85の3	ゆりふく	〃	〃
11434861 014	百合森3	〃	平成27年 11月19日	〃	高森	ゆりしらきよ 1	〃	〃

10861545 160	鵬勝 1	〃	平成28年 5月16日	鳥取県 西伯郡 大山町	白鵬85の3	ひろふくひさ 1	〃	〃
11492320 324	咲百合 2	〃	平成28年 6月1日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	百合白清 2	はなひさこ	〃	〃
11554683 442	百合85の3	〃	平成28年 11月29日	〃	百合白清 2	きよひらしげ	〃	〃
11344734 910	菊花久	〃	平成29年 7月12日	〃	秀菊安	もとはなひさ	〃	〃
11244383 850	久福也	〃	平成29年 11月15日	鳥取県 西伯郡 大山町	安福久	ふくふく	〃	〃
11421388 302	智頭白鵬	〃	平成29年 12月8日	鳥取県 八頭郡 智頭町	白鵬85の3	みどり 2	〃	〃
11406789 735	白弓 6	〃	平成30年 3月13日	鳥取県 倉吉市	白鵬85の3	はなゆみ	〃	〃
10863830 769	福勝忠	〃	平成30年 3月28日	〃	勝忠平	第27ふくふ く	〃	〃
11253978 740	元増波	〃	平成30年 3月29日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	北福波	はなみ	〃	〃
11552200 986	美照清	〃	平成30年 5月5日	鳥取県 鳥取市	美津照重	きろろ	2級	〃
11565551 525	花国茂忠	〃	平成30年 7月3日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	第1花国	まるも	1級	〃
11573592 978	翠	〃	平成30年 7月6日	鳥取県 倉吉市	白鵬85の3	みどりのこ	〃	〃

鳥取県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字三徳字大谷頭1421の3、1421の4、1421の5、1421の6、1421の7、1421の8
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のと

おり清算法人飯盛山土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和2年9月8日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

就任した清算人の氏名及び住所

西 尾 文 雄 鳥取市佐治町津無66
奥 田 博 美 鳥取市佐治町津無360
西 尾 洋一郎 鳥取市佐治町津無454
前 田 寛 文 鳥取市佐治町津無615
下 石 謙 鳥取市佐治町畑238
谷 上 正 樹 鳥取市佐治町余戸399
植 木 好 美 八頭郡智頭町大字市瀬1225

令和2年7月22日就任 任期 清算終了まで

鳥取県告示第502号

平成30年鳥取県告示第390号（水防法による洪水浸水想定区域の指定等について）で指定した洪水浸水想定区域を変更したので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項において準用する同条3項の規定により当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を次のとおり公表する。

令和2年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更後の洪水浸水想定区域に係る河川の名称
一級河川斐伊川水系新加茂川及び加茂川
- 2 洪水浸水想定区域等を表記した図面を閲覧に供する場所
鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県西部総合事務所米子県土整備局

鳥取県告示第503号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和2年7月31日 鳥取県指令第202000111791号
令和2年8月17日 鳥取県指令第202000123221号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字下田表
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市両三柳767-2
木村 真那斗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第16号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万

を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和2年9月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,374
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	46,866
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	144,776
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,811
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,778
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,027
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,470
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,252
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,733
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,426
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,629
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,096

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

令和2年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 宅地建物取引業者の名称及び代表者の氏名
株式会社高力 代表取締役 高力重儀
- 2 宅地建物取引業者の事務所の所在地
米子市車尾四丁目3-31
- 3 免許番号
鳥取県知事(6)第1049号
- 4 免許を取り消した年月日
令和2年8月28日
- 5 取消しの理由

同社の役員が、贈賄の罪を犯したことにより、令和2年7月17日、懲役の刑に処せられ、同年8月1日にその刑が確定した。このことが、宅地建物取引業法第66条第1項第3号に該当する。